○財務省令第二十五号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の施行に伴い、及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二の二第十九項の規定を実施するため、国税質問検査章規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

国税質問検査章規則の一部を改正する省令

国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「若しくは第四十一条の十二第二十六項」を「、第四十一条の十二第二十六項若しくは第七十条の二の二第十九項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○財務省令第二十六号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第五十八条第一項の規定に基づき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令の一部を改正する省令

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成二十四年財務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「同法第五十六条第一項ただし書に規定する主務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十号

予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二十六号）並びに予防接種法施行令及び厚生科学審議会令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十九号）の施行に伴い、並びに予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第三項、第十二条、第十四条第三項並びに第十六条並びに予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第一条の二の規定に基づき、予防接種法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

予防接種法施行規則等の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（保健所長等の指示）」を付し、同条中「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号。以下「法」という。）第三条第一項」を「法第五条第一項」に、「あつて」を「あって」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（予防接種の推進を図るための指針を定める疾病）

第一条　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める疾病は、麻しん、結核及びインフルエンザとする。

第二条に見出しとして「（予防接種の対象者から除かれる者）」を付し、同条中「第一条の二第一項本文」の下に「及び第二項」を加え、同条第三号中「かかつている」を「かかっている」に改め、同条第四号中「よつて」を「よって」に改め、同条第五号及び第六号中「あつて」を「あって」に改める。

第二条の二に見出しとして「（インフルエンザの予防接種の対象者）」を付する。

第二条の三に見出しとして「（長期にわたり療養を必要とする疾病）」を付し、同条中「第一条の二第三項」を「第一条の二第二項」に改める。

第二条の四に見出しとして「（特別の事情）」を付し、同条中「第一条の二第三項」を「第一条の二第二項」に改め、同条第一号中「かかつた」を「かかった」に、「定期の予防接種（法第七条の二第一項に規定する定期の予防接種をいう。以下同じ。）」を「法第五条第一項の規定による予防接種」に、「できなかつた」を「できなかった」に改め、同条第二号中「定期の予防接種」を「法第五条第一項の規定による予防接種」に、「できなかつた」を「できなかった」に改める。

第二条の五に見出しとして「（特定疾病）」を付し、同条中「第一条の二第三項」を「第一条の二第二項」に、「及び結核」を「、結核、Ｈｉｂ感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）及びヒトパピローマウイルス感染症」に改め、同条の表に次のように加える。

Ｈｉｂ感染症	十歳
肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）	十歳

第二条の六に見出しとして「（予防接種に関する記録）」を付し、同条第二号中「あつて」を「あって」に改める。

第三条に見出しとして「（市町村長の報告）」を付し、同条第二項を削る。

第四条に見出しとして「（予防接種済証の様式）」を付し、同条第一項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「行つた」を「行った」に改め、同条第二項第一号中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、「ジフテリア、百日せき又は破傷風の」を削り、同項第二号中「第三条第一項の規定による急性灰白髄炎の」を「第六条第一項又は第三項の規定による」に改め、同項第三号から第八号までを削る。

第五条から第八条までを次のように改める。

（報告すべき症状）

第五条　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症状	期間
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風	アナフィラキシー	四時間
	けいれん	七日
麻しん、風しん	血小板減少性紫斑病	二十八日
	脳炎又は脳症	二十八日
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
	アナフィラキシー	四時間
	急性散在性脳脊髄炎	二十八日
	けいれん	二十一日